



事務所だより 6月号

西田成希税理士事務所

麦秋の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

5 / 25 (月) に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。関西では新規感染者は出ていませんが、北九州市では毎日20人近くの感染者が出ています。治療薬ができていない状況で、第2波が来たらどうなるのか…。ちょっと心配です。

解除後の6月、コロナ後の日常は、どうなるのでしょうか。人が少なく電車ですれどきで外出がとても楽でした。個人的には、このまま外出自粛でもいいのですが(^_^;)。

コロナ後、政府は『新しい生活様式』を勧めています。「通販の利用」「筋トレなどは自宅で動画で」「歌などはオンラインで」「食事は持ち帰りやデリバリー」などを例として挙げています。『新しい生活様式』は経済活動にも大きな影響を及ぼします。小売店・スポーツジム・カラオケボックス、『新しい生活様式』を実践すれば行きにくくなります。これからどのような影響が出てくるか、注視しないといけませんね。

私の関係者で感染した人はいませんが、だからと言って安心できません。第2波を抑えるためにも、自分の身を守るためにも『新しい生活様式』を実践していくしかないかもしれません(政府の計画に乗せられるのは癪ですが…)。コロナ前、コロナ後、本当に日常が変わってしまっていて、将来、振り返ったときに「あのときから変わった」という話になるのでしょうかね。

では、事務所だより6月号をお送りします。コロナ後の『新しい生活様式』、何とか流れに

乗っていきましょう！んっ？私は自宅兼事務所です。一足早く『新しい生活様式』を実践してる？

外出自粛の風景。昼間の新開地行きの神戸電鉄です。乗って見たら、私一人(^_^;)。最終的にこの車両に乗ったのは、8人でした。



こちらも外出自粛の風景。22時の国道43号線ですが、車が1台も信号待ちしていません。



桃梅とミカンです。コロナ禍でも季節は流れていきます。

☆ お知らせ (2020年6月の税務)

期限	項目
6月10日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付
6月15日	所得税の予定納税額の通知
6月30日	4月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	10月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) (6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日)

☆ コロナショックで恩恵を受ける事業

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛が要請されていました。結果、外食やレジャー施設など、様々な分野で売上が減少しています。ただ、すべての事業が打撃を受けているわけではありません。好調な分野は存在しています。今、経済面でコロナウイルスに打ち勝つために、ウイルスの影響による世の中の変化、コロナ後をいち早くとらえ、自身の事業を世の中の変化に合わせるように変えていくことだといえます。

リモートワークや休校などにより自宅で過ごす人が増えた結果、「巣ごもり消費」が伸びています。「巣ごもり」というのは、鳥が巣にこもるように、人が外出を控え、自宅で過ごすことを指します。巣ごもり消費で好調なサービス・商品には、ネット通販や宅配のほか、映像配信や家庭用ゲーム機器、スマホゲームなどがあります。

また、料理関連グッズも好調です。外食の機会が減り、主婦が家で調理する負担が増えました。そこで、電子レンジで加熱するだけで簡単に調理ができる容器が人気上昇中です。さらに、外出を自粛するため、買い物の回数を減らさなければなりません。そのため、コメや野菜の鮮

度を保つための気密性の高い袋など、巣ごもりをするうえで便利な商品の需要が伸びています。

加えて、外出自粛の広がりを背景にインターネットを利用する機会が増えました。結果、ネット広告事業が好調です。また、運動不足の解消やストレス発散として、トレーニング機器のほか、自宅でリラックスするための入浴剤も売られています。

自宅にずっといるのもストレスが溜まります。中には友人と飲み会ができないことを残念に思う人も少なくありません。そこで、若者を中心に、ビデオ会議サービスを活用した「リモート飲み会」を開く人が増えました。もともと、このサービスはビジネス用途に開発されたものです。本来、遠隔で会議するためのツールですが、飲み会にも応用できます。画面越しに乾杯し、巣ごもりで不足しがちな他者との対話を楽しむことができます。

買い物の回数を減らしたいというニーズには、食品を長持ちさせるフードテックに注目が集まっています。具体例を挙げますと、エイジングシートといって、食物を美味しく長持ちさせるシートが話題を呼んでいます。これは、肉などの食材を包むことで速く安全に熟成できる布状のものです。シートには人体に無害の毛カビの胞子が付着しており、通常より3倍速く熟成ができます。熟成させることで、食品の日持ちを長くするのはもちろん、うま味も増します。現在は肉だけでなく魚にも応用でき、日持ちのしない魚が数週間、美味しく頂けるようになります。

コロナ災害によって、社会は急変しました。日本経済は、少し前まで外国人観光客を対象としたインバウンドやコト消費が賑わいを見せていました。ところが、現在、インバウンド消費は大幅に落ち込んでいます。また、外出自粛の流れでイベントをはじめとするコト消費は影をひそめてしまいました。そして、コロナ禍が落ち着いた後は、コロナ後で今とは違った状況になるでしょう。その中、必要とされる能力は、こうした大きな変化をとらえ、適応する力だといえます。

☆ コロナ関連の給付金等の税金は？

◆ Q & Aで助成金の課税・非課税を例示

国や地方公共団体は、新型コロナウイルス禍に関連し、様々な融資制度や補助金・助成金等の取組みを行っていますが、国税庁「Q & A」(問9)に、その助成金等の個人課税(所得税)の取扱いが示されています。

◆ 「非課税」の明文規定があるか？ないか？

「税法」や「その他法令」の中に非課税の明文規定があるものは、課税されません。

1. 所得税法の非課税

- ① 東京都認証保育所の保育料助成金
- ② 企業主導型ベビーシッター利用助成の割引券(令和2年3月休校の特例措置分120枚まで。最大26万4,000円)など

2. 租税特別措置法の非課税

- ① 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)
- ② 子育て世帯臨時特例給付金
- ③ 年金生活者等支援臨時福祉給付金

3. 税法以外の法令で非課税と規定

- ① 雇用保険の失業等給付(雇用保険法)
- ② 生活保護の保護金品(生活保護法)
- ③ 児童(扶養)手当(児童手当法など)
- ④ 被災者生活再建支援金(同再建法)
- ⑤ 特別定額給付金(新型コロナ特措法)
- ⑥ 子育て世帯への臨時特別給付金(同)

◆ 課税されるものは事業・一時・雑に区分

法令で非課税規定がないものは、残念ながら所得税が課税対象となります。

1. 事業所得等に区分されるもの

業務に関連して、収入補償や人件費補填を目的として支給されるものは、事業所得の収入金額となります。

(今回コロナ関連で創設された助成金)。

- ① 小学校休業等対応助成金
- ② 小学校休業等対応支援金
- ③ 雇用調整助成金
- ④ 持続化給付金
- ⑤ 感染拡大防止協力金(東京都)など

①～③は、収入と費用の両建てとなり、従業員に休業手当等を全額支給すれば実質所得はゼロとなります。

2. 一時所得に区分されるもの

臨時的に所得水準が下がった方に対する一時支給は一時所得となります。(特別控除50万円以下は課税されません)

- ① すまい給付金
- ② 地域振興券

3. 雑所得に区分されるもの(1・2以外)

企業主導型ベビーシッター利用助成の割引券(特例措置分以外・通常時のもの)

以上のようになっています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488